

中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会規約

(目的)

第1条

新潟、富山、長野、岐阜の4県にまたがる中部山岳国立公園及びその周辺に生息するニホンジカ、イノシシは、生息数及び生息範囲の拡大により、高山帯及び亜高山帯に侵入しつつあり、今後、生態系への影響が懸念されることから、関係機関が連携して野生鳥獣対策を実施するに当たり、連絡調整を行う場として、「中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会」(以下、「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条

協議会では、主として中部山岳国立公園及びその周辺に生息するニホンジカ、イノシシを対象として、以下の事項について協議を行う。

- (1) 各機関が行う対策の連絡調整及び役割分担に関する事。
- (2) 各種調査結果の情報交換及び効果の把握に関する事。
- (3) 野生鳥獣対策の効率的かつ効果的な取組の推進、情報収集及び情報発信に関する事。
- (4) 中部山岳国立公園野生鳥獣対策方針の策定に関する事。
- (5) その他必要と認められる事項

(構成)

第3条

協議会は、環境省信越自然環境事務所、中部山岳国立公園管理事務所、林野庁中部森林管理局、新潟県、富山県、長野県及び岐阜県により構成する。ただし、必要がある場合は構成機関を追加することができるものとする。

(議長)

第4条

協議会に議長を置き、会の運営に当たる。議長は、中部山岳国立公園管理事務所長とする。

(有識者等)

第5条

議長は、必要に応じて有識者等に対し、協議会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議)

第6条

会議は、必要に応じて議長が招集する。

(検討会議)

第7条

議長は、個別の検討課題が生じた場合、当該課題への対策検討のため検討会議を開催することができる。検討会議は、当該課題の該当地域の関係機関で構成する。ただし、必要がある場合は構成機関を追加することができるものとする。なお、議長は、必要に応じて有識者等に対し、検討会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条

協議会の事務局は環境省中部山岳国立公園管理事務所内に置く。

(補則)

第9条

この規約に定めるもののほか、協議会の運営その他について必要な事項は別途定める。

(附則)

この規約は平成24年6月12日から施行する。

改正 令和3年3月2日

別紙

令和3年3月2日現在

第3条の構成機関は以下のとおりとする。

【構成機関】

(環境省)

信越自然環境事務所

中部山岳国立公園管理事務所

(林野庁)

中部森林管理局

(県)

新潟県

富山県

長野県

岐阜県

(市町村)

小谷村

白馬村

大町市

安曇野市

松本市